

○奈良県金属くず営業条例

昭和32年4月1日

奈良県条例第20号

改正 昭和59年12月22日奈良県条例第11号 平成4年3月27日奈良県条例第28号
平成7年8月29日奈良県条例第7号 平成8年3月27日奈良県条例第26号
平成10年3月27日奈良県条例第14号 平成12年3月30日奈良県条例第15号
平成17年3月31日奈良県条例第52号 平成24年3月26日奈良県条例第45号
平成24年7月5日奈良県条例第5号 令和元年10月15日奈良県条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、金属くずを取り扱う者について必要な事項を定め、金属類に関する犯罪を防止して県民の福祉を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 金属くず 金属類で古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第1項に規定する古物に該当せず、かつ、そのものの本来の生産目的に従って売買、交換、加工又は使用されないものをいう。
- (2) 金属くず業 業として、営業所を設けて金属くずを売買し若しくは交換し、又は委託を受けて売買し若しくは交換することをいう。
- (3) 金属くず商 次条の許可を受けた者をいう。
- (4) 金属くず行商 業として、営業所によらないで金属くずを売買し若しくは交換し、又は委託を受けて売買し若しくは交換することをいう。
- (5) 金属くず行商人 第17条の届出をした者をいう。

(営業の許可)

第3条 金属くず業を営もうとする者は、次の事項を記載した申請書を提出して公安委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 本籍、住所、氏名及び生年月日（法人である場合においては、その名称及び所在地並びに業務を行う役員住所、氏名及び生年月日）

(2) 営業所の名称及び所在地

(許可の基準)

第4条 公安委員会は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請者が次の各号に該当しないときは、許可をしなければならない。

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）第2編第36章又は第39章に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から1年を経過しない者
- (2) 古物営業法第31条第1号に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から6月を経過しない者
- (3) 前条の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から6月を経過しない者
- (4) 第15条の規定により許可を取り消され、その取消の日から6月を経過しない者
- (5) 心身の故障により金属くず商の業務を適正に実施することができない者として公安委員会規則で定めるもの
- (6) 営業について成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が金属くず商の相続人であって、その法定代理人が前各号及び次号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。
- (7) 法人である場合においては、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(許可証)

第5条 公安委員会は、第3条の規定による許可をするときは、許可証を交付しなければならない。

- 2 金属くず商は、許可証を他人に貸与し、又は譲り渡してはならない。
- 3 金属くず商は、許可証の記載事項に変更を生じたときは、10日以内に許可証の書換を受けなければならない。
- 4 金属くず商は、許可証を損傷し、又は亡失したときは、10日以内に許可証の再交付を受けなければならない。

(許可証の返納)

第6条 金属くず商は、次の各号の一に該当するに至った場合においては、すみやかに、当該許可証を公安委員会に返納しなければならない。

- (1) 営業を廃止したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき。

2 前条第4項の規定により許可証の再交付を受けた者が、亡失した許可証を回復するに

至ったときは、すみやかに、公安委員会に当該許可証を返納しなければならない。

- 3 金属くず商が死亡したとき、又は法人である金属くず商が解散したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）による届出義務者、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による在留カードを返納しなければならない者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者証明書を返納しなければならない者（第20条第2項において「届出義務者等」という。）又は清算人（法人の解散が合併によるものであるときは、合併後存続し又は合併により設立された法人）は、すみやかに、許可証を公安委員会に返納しなければならない。

（名義貸しの禁止）

第7条 金属くず商は、自己の名義をもって他人に金属くず業をさせてはならない。

（標識の掲示）

第8条 金属くず商は、営業所の見易い場所に、金属くず商の標識を掲示しなければならない。

- 2 前項の標識には、営業所の所在地を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）の検印を受けなければならない。

（確認及び申告）

第9条 金属くず商は、金属くずを買い受け若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、身分を証する資料の提示を求める等の方法によって相手方の住所、氏名、職業及び年令を確認しなければならない。

- 2 金属くず商は、前項の場合において不正品の疑があるときは、直ちに、その旨を警察官に申告しなければならない。

（帳簿）

第10条 金属くず商は、営業所ごとに帳簿を備え、売買若しくは交換のため又は売却若しくは交換の委託により、金属くずを受け取り又は譲り渡したときは、その都度、帳簿に次の事項を記載しなければならない。

- (1) 取引の年月日
- (2) 金属くずの品目、数量及び特徴
- (3) 相手方の住所、氏名、職業及び年令

- 2 金属くず商は、前項の帳簿を新調しようとするときは、その帳簿に紙数を明記し、所轄警察署長の検印を受けなければならない。

- 3 金属くず商は、第1項の帳簿を最終の記載をした日から1年間保存しなければならない。

4 金属くず商は、第1項の帳簿を損傷し、又は亡失したときは、直ちに、その旨を所轄警察署長に届け出なければならない。

(品触れ)

第11条 警察本部長又は警察署長は、必要があると認めるときは、金属くず商に対して、盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物の品触れを発することができる。

2 金属くず商は、前項の品触れを受けたときは、品触書に到達の日付を記載し、その日から3月間これを保存しなければならない。

3 金属くず商は、品触れを受けた日に品触れに相当する品物を所持していたとき、又は前項の期間内に品触れに相当する品物を受け取ったときは、直ちに、その旨を警察官に届け出なければならない。

(差止)

第12条 警察署長は、金属くず商が買い受け若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けた金属くずについて、盗品又は遺失物であると疑うに足りる相当な理由がある場合においては、当該金属くず商に対し、30日以内の期間を定めて当該金属くずの保管を命ずることができる。

(立入及び調査)

第13条 警察官は、必要があると認めるときは、営業時間中において、金属くず商の営業所又は金属くずの保管場所に立ち入り、金属くず及び帳簿を検査し、関係者に質問することができる。

2 前項の場合においては、警察官は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

(休業の届出)

第14条 金属くず商は、引き続き3月以上休業しようとするときは、休業しようとする日前5日までに、休業の期間及び理由を記載した届書に許可証を添えて、公安委員会に提出しなければならない。

(許可の取消し等)

第15条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

- (1) 金属くず商が金属類に関し、刑法第2編第36章又は第39章に規定する罪を犯して刑に処せられたとき。
- (2) 金属くず商が古物営業法第31条第1号に規定する罪を犯して刑に処せられたとき。
- (3) 金属くず商が第4条第5号から第7号までのいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 金属くず商若しくはその代理人、又は使用人その他の従業者がこの条例に違反し又はこの条例に基づく命令に従わなかったとき。

(聴聞の特例)

第16条 公安委員会は、前条の規定により営業の停止の処分をしようとするときは、奈良県行政手続条例（平成8年3月奈良県条例第26号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 公安委員会は、前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の1週間前までに、奈良県行政手続条例第15条第1項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(行商の届出)

第17条 金属くず行商をしようとする者は、次の事項を記載した届書を公安委員会に提出しなければならない。

(1) 本籍、住所、氏名及び生年月日

(2) 主たる行商地域

(届出済証)

第18条 公安委員会は、前条の届書を受理したときは、届出済証を交付しなければならない。

(届出済証の携帯義務)

第19条 金属くず行商人は、営業中、届出済証を携帯し、警察官の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

(届出済証の返納)

第20条 金属くず行商人は、営業を廃止したときは、すみやかに、届出済証を公安委員会に返納しなければならない。

2 金属くず行商人が死亡したときは、届出義務者等は、すみやかに、届出済証を公安委員会に返納しなければならない。

(申告)

第21条 金属くず行商人は、金属くずを買い受け若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとする場合において不正品の疑があるときは、直ちに、その旨を警察官に申告しなければならない。

(準用)

第22条 第5条第2項から第4項まで及び第6条第2項の規定は、金属くず行商人について準用する。この場合において、「許可証」とあるのは「届出済証」と読み替えるもの

とする。

(手数料)

第23条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を、許可証の交付、書換え又は再交付を受ける際納付しなければならない。

- (1) 第5条第1項に規定する許可証の交付を受けようとする者 8,500円
- (2) 第5条第3項の規定による許可証の書換えを受けようとする者 600円
- (3) 第5条第4項の規定による許可証の再交付を受けようとする者 700円

2 既納の手数料は、還付しない。

(罰則)

第24条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条の規定に違反して金属くず業を営んだ者又は第7条の規定に違反した者
- (2) 第15条の規定による処分に違反した者

第25条 第17条の規定に違反して金属くず行商を営んだ者は、5万円以下の罰金に処する。

第26条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条第2項(第22条において準用する場合を含む。)、第9条、第11条第2項若しくは第3項又は第21条の規定に違反した者
- (2) 第10条第1項の規定に違反して営業所ごとに帳簿を備えず、又は帳簿に記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者
- (3) 第12条の規定による処分に違反した者

第27条 次の各号の一に該当する者は、2万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条第3項(第22条において準用する場合を含む。)若しくは同条第4項(第22条において準用する場合を含む。)、第6条第2項(第22条において準用する場合を含む。)、第8条、第10条第2項から第4項まで又は第19条の規定に違反した者
- (2) 第13条第1項の規定による警察官の立入又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
(両罰規定)

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第24条及び前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第29条 この条例の施行について必要な事項は、公安委員会が、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に金属くず業を営んでいる者は、第3条の規定にかかわらず、

この条例施行の日から起算して30日を限り、金属くず商とみなす。その者がその期間内に同条の規定により許可の申請をした場合においてその期間を経過したときは、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。

- 3 第5条第1項及び第8条の規定は、前項の規定により金属くず商とみなされた者については、適用しない。
- 4 公安委員会は、第2項の規定による申請があった場合においては、第4条第1号、第2号及び第6号の規定にかかわらず許可をしなければならない。
- 5 この条例施行の際、現に金属くず行商を営んでいる者は、第17条の規定にかかわらず、この条例施行の日から起算して30日を限り、金属くず行商人とみなす。
- 6 第18条の規定は、前項の規定により金属くず行商人とみなされた者については、適用しない。
- 7 奈良県警察関係許可手数料条例（昭和29年6月奈良県条例第27号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（昭和59年12月22日奈良県条例第11号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則（平成4年3月27日奈良県条例第28号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成7年8月29日奈良県条例第7号）

この条例は、平成7年10月18日から施行する。

附 則（平成8年3月27日奈良県条例第26号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成8年7月1日から施行する。

附 則（平成10年3月27日奈良県条例第14号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成12年3月30日奈良県条例第15号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日奈良県条例第52号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日奈良県条例第45号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月5日奈良県条例第5号）

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（令和元年10月15日奈良県条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に、第五条の規定による改正前の奈良県金属くず営業条例の規定に基づき行われた処分の効力については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。